

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

岡山市長 大 森 雅 夫

令和 7 年度前期の「特定事業所集中減算に係る届出書」の作成及び提出について

平素から、介護保険サービスの適正な提供にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、居宅介護支援事業所においては、毎年度 2 回、判定期間内に作成された居宅サービス計画について、特定事業所集中減算の算定手続きを行う必要があります。

つきましては、令和 7 年度前期（令和 7 年 3 月 1 日～令和 7 年 8 月 31 日）分の算定結果を「特定事業所集中減算に係る届出書（様式 1）又は（様式 1－1）」に記載し、算定の結果 80％を超えた場合については、令和 7 年 9 月 16 日（火）までに提出してください。

割合が 80％を超えたことについて、「正当な理由」がある場合は減算の対象となりませんが、「正当な理由」の有無は、事業所から提出された書類を本市において個別に判断することとしており、本市が理由を不適当と判断した場合は、減算が適用されますのでご注意ください。

また、80％を超えたことについて、「正当な理由（例：平均計画件数が少ない等）」があつたとしても、提出期限までに提出がない場合は、減算が適用されますのでご注意ください。

なお、各種様式及び詳細な内容は、岡山市事業者指導課ホームページ（https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_8.html）に掲載しています。

記

1 特定事業所集中減算届出に関する留意事項

- (1) 全ての居宅介護支援事業所は、別添 1 を確認のうえ、「特定事業所集中減算に係る届出書（様式 1 又は様式 1－1）」を必ず作成すること。
- (2) 算定の結果、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数の割合が 80％を超えた場合については「様式 1」又は「様式 1－1」を必ず提出すること。（提出方法は郵送、FAX、メールのいずれでも可。）
- (3) 80％を超えており、正当な理由がある場合は、「様式 2」も添付してください。
※なお、正当な理由が「特別地域居宅介護支援加算を算定している」、「平均居宅サービス計画数 20 件以下」又は「それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が平均 10 件以下」のみの場合は「様式 2」は不要です。
- (4) 対象サービスは訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の 4 サービスです。

- (5) 今回、提出する「特定事業所集中減算に係る届出書」の内容で、令和7年10月1日から「減算あり」「減算なし」の異動他、報酬の体制が変更になる場合は、必ず令和7年9月16日(火)までに、必要書類を揃えて体制届を提出してください。

※なお事業者指導課において、「特定事業所集中減算に係る届出書」を審査した結果、「減算あり」と判断した場合等は、体制届の再提出について連絡します。

【担当】 岡山市保健福祉局 高齢福祉部
事業者指導課 訪問居宅事業者係

TEL 086-212-1012

FAX 086-221-3010